

# 仕様書

## 1 業務内容

アからエの建築物に対する建築基準法（以下「法」という。）第12条第2項及び第4項に規定する点検

ア 京都府一乗寺職員住宅（京都市左京区一乗寺大新開町18-2）

イ 京都府小倉職員住宅（宇治市小倉町南浦40-4）

ウ 京都府亀岡職員住宅（亀岡市河原町230-20）

エ 伊勢田若草職員住宅（宇治市伊勢田町井尻8-1）

2 業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を提出するものとする。

3 当該業務は、法第12条第2項及び第4項に基づく点検を目的としているものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成に必要な細部の事項については、京都府と協議の上、実施するものとする。

4 本仕様書は、業務の大要を示すものであるので、具体的な事項については、関係者と十分協議及び協力を行い、円滑に業務を遂行するものとする。

5 当該業務の実施に当たっては、あらかじめ日程等について打ち合わせを行い、京都府の業務等に支障のないよう注意しなければならない。